

議員定数報酬検討特別委員会

報 告 書

平成 29 年 7 月

目 次

第 1. はじめに	・ ・ ・ P 1
第 2. 可児市議会の議会改革について	・ ・ ・ P 2
第 3. 可児市議会における議会と議員に求められる使命及び将来像	・ ・ ・ P 4
第 4. 議員定数報酬検討特別委員会の設置について	・ ・ ・ P 6
1. 議員定数報酬検討特別委員会の設置	
2. 付託事件	
3. 委員会構成	
第 5. 検討の基本的な考え方と進め方	・ ・ ・ P 7
1. この案件におけるこれまでの経緯	
2. 基本的な考え方と進め方	
第 6. 議会活性化特別委員会の結論	・ ・ ・ P 9
1. 常任委員会のあり方について	
2. 議員定数について	
3. 議員報酬について	
第 7. 委員会のあり方について	・ ・ ・ P11
1. 検討の背景	
2. 具体的な検討項目	
3. 議会活性化特別委員会の検討内容	
4. 議員定数報酬検討特別委員会での検討結果	
第 8. 議員定数について	・ ・ ・ P13
1. 検討の背景	
2. 具体的な検討の進め方	
3. 議会活性化特別委員会の検討内容	
4. 議員定数報酬検討特別委員会での検討結果	
第 9. 議員報酬について	・ ・ ・ P16
1. 検討の背景	
2. 具体的な検討の進め方	
3. 議会活性化特別委員会の検討内容	
4. 議員定数報酬検討特別委員会での検討結果	
第 10. まとめ	・ ・ ・ P20
1. 委員会のあり方について	
2. 議員定数について	
3. 議員報酬について	
第 11. 専門的知見の報告	・ ・ ・ P22
第 12. 参考資料	・ ・ ・ P23

第 1. はじめに

近年の世論では、地方議会議員の数が過剰であるかのように言われることが多い。これは、おそらく議会や議員の活動が見えず、その存在意義が十分に伝わっていないのが原因のひとつとして考えられる。

我が国の地方自治制度の特徴は、二元代表制であり、首長と議会が相互に建設的な議論を行い、自治体を運営することが期待されている。膨大な業務を行っている自治体の行政活動をチェックし、警鐘を鳴らすために鋭い質問をしたり、そのための調査を行ったり、首長へのけん制、さらには政策立案を行うことが議会と議員の担う役割として非常に重要である。

可児市議会では、これまで情報公開として議会だよりの創刊、ケーブルテレビでの議会放映を始め、平成 15 年に議会活性化特別委員会を設置し、政務調査費の基準整備、議員定数の削減、議会および委員会運営の機能充実など住民の負託に応えられる地方議会の実現を目指す様々な取り組みを行ってきた。（P 2～3 参照）

その集大成として平成 24 年 12 月 26 日、議会及び議員の活動原則の基礎となる最高規範として可児市議会基本条例を制定し、議会の目指すべき将来像を明確にするとともに、議会と議員の使命と活動原則を定めている。

この後もこの議会基本条例に基づき、現在まで様々な議会改革を行ってきた。そのひとつとして、平成 25 年 9 月に議長から「議員の定数、報酬、委員会のあり方」についての諮問があり、議会運営委員会は、議会改革調査研究プロジェクトチームを立ち上げ、調査研究を行ったうえで、平成 26 年 8 月に議長に答申を行っている。

その後、答申の中で申し添えられた提案に基づき、平成 26 年 9 月に議会活性化特別委員会を設置し、さらに調査研究を進めてきた。平成 27 年 6 月には協議の内容及び検証結果を「議会活性化特別委員会報告書」としてとりまとめ、改選後の次期議会へ最終結論を出すよう申し送りが行われた。

平成 27 年 10 月に前議会からの申し送りを踏まえ、「議員定数報酬検討特別委員会」が設置され、2 年間の調査、研究を経て、ここに最終結論を報告するものである。

第2. 可児市議会の議会改革について

- 
- H15.9 議会活性化特別委員会(H19.8で廃止)
 - H16.3 政務調査費使途基準の見直し
 - H17.6 一問一答・対面方式の導入
 - H17.12 常任委員会の機能充実
 - H19.3 議員定数削減可決
 - H19.9 費用弁償の廃止
 - H20.7 名城大学都市情報学部昇ゼミへの参加(大学との連携)
 - H20.8 議長交際費、政務調査費の公開(ホームページ、議会だより)
 - H21.2 議会改革調査研究PTを設置(H22.8で廃止)
 - H21.4 議会基本条例検討に向けた議員研修会(3回開催 4/30、6/24、9/26)
 - H21.5 本会議全ての議案の審議結果を議会だよりに掲載
 - H21.5 議員の活動範囲についてとりまとめ
 - H21.8 賛否一覧を掲載(ホームページ、議会だより)
 - H21.8 閉会中の委員会所管事務調査
 - H21.8 正副議長選挙における立候補制度の導入
 - H22.6 先例・申し合わせの見直し
 - H22.8 議員活動の範囲まとめ
 - H22.9 決算特別委員会を設置し決算審査を実施
 - H22.12 議会基本条例調査研究PTを設置(H23.5で廃止)
 - H23.2 予算特別委員会を設置し予算審査を実施
 - H23.2 「議会改革のためのアンケート調査」を実施
 - H23.6 議会基本条例調査研究プロジェクトチーム提言書の答申
 - H23.8 「議会改革のためのアンケート調査」の結果を公表
 - H23.9 議会基本条例特別委員会の設置(H25.3で廃止)
 - H23.10 サイボウズライブ(グループウェア)を活用した議員間の意見交換と資料提供
 - H24.2 第1回議会報告会の実施(広見公民館2/12)
 - H24.5 第2回議会報告会の実施(福祉センター5/26・帷子公民館6/2)
 - H24.6 本会議のインターネット配信開始(ユーストリーム・ユーチューブ)
 - H24.6 予算決算委員会を設置し審査を実施
 - H24.10 議会基本条例(案)パブリックコメントおよび市民説明会の実施
 - H24.12 議会基本条例の制定(施行はH25.4～)
 - H25.3 議会会議規則の見直し
 - H25.4 議会基本条例の施行
 - H25.4 グーグルカレンダーを利用した議会予定の公表

- 
- H25.5 第3回議会報告会の実施(姫治5/12・桜ヶ丘5/17・兼山公民館5/18)
 - H25.5 先例・申し合わせの見直し
 - H25.6 政治倫理に関する研修会
 - H25.8 議会フェイスブックページの開設
 - H25.8 議会ホームページの全面更新
 - H25.8 政治倫理規程の制定
 - H25.8 委員会会議録のインターネット公開開始
 - H25.11 第4回議会報告会の実施(春里11/9・下恵土11/10・平牧公民館11/16)
 - H25.10 議会改革調査研究プロジェクトチーム設置(定数・報酬・委員会のあり方)
 - H25.12 委員会のインターネット配信開始(ユーストリーム・ユーチューブ)
 - H26.2 高校生議会の開催(地域課題解決型キャリア教育支援事業)
 - H26.3 議会改革調査研究PT中間報告・議員派遣による研修結果報告会の開催
 - H26.5 第5回議会報告会の実施(広見5/17・土田5/18・帷子公民館5/24)
 - H26.7 地域課題懇談会の開催(地域課題解決型キャリア教育支援事業／可児医師会協力)
 - H26.7 議会改革調査研究プロジェクトチーム最終報告(定数・報酬・委員会のあり方)
 - H26.7 議会提案の空き家等の適正管理に関する条例(案)のパブリックコメント実施
 - H26.7 プロジェクトチーム最終報告に基づく議会運営委員会から議長への答申実施
 - H26.8 議会提案による空き家等の適正管理に関する条例の制定
 - H26.9 議会活性化特別委員会の設置(定数・報酬・委員会のあり方)
 - H26.11 第6回議会報告会の実施(川合11/16・久々利11/22・広見東公民館11/23)
 - H27.2 高校生議会の開催(地域課題解決型キャリア教育支援事業)
 - H27.5 議会のトビラ発行(議会だよりリニューアル)
 - H27.5 第7回議会報告会の実施(総合会館5/17・帷子公民館5/23・桜ヶ丘公民館5/24)
 - H27.6 地域課題懇談会の開催(可児金融協会共催)
 - H27.10 議会改革特別委員会の設置(基本条例運用・懇談会／報告会のあり方等)
 - H27.10 議員定数報酬検討特別委員会の設置
 - H27.11 第8回議会報告会の実施(市内6公民館)
 - H27.12 地域課題懇談会出前講座(18歳選挙権)の開催
 - H28.1 「第2回議会改革のためのアンケート調査」を実施
 - H28.2 高校生議会の開催(地域課題解決型キャリア教育支援事業)
 - H28.7 地域課題懇談会の開催(可児商工会議所共催)
 - H28.8 ママさん議会の開催

市民に信頼される議会

第3. 可児市議会における議会と議員に求められる使命及び将来像

可児市議会基本条例より

1. 前文に書かれているあるべき姿

地方分権の進展により、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲が拡大され、議会が果たすべき責任及び役割がさらに求められている。

こうした中で、議会が、市民福祉の向上及び地域社会の活力ある発展を目指し活動していくためには、主権者である市民から直接選挙で選ばれ、その意思を代表する議事機関であることを認識し、これまで以上にその責務を果たすことが求められている。そのために可児市議会は、市民参加の推進及び情報公開を積極的に進め、議員間討議を重視し、その結果を、監視、評価及び政策立案に活用し、課題を解決していかなければならない。

2. 可児市議会と可児市議会議員が求められる使命

（議会の使命及び活動原則）

第3条 議会は合議制の特性を生かし、民意を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とする。

2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- （1）公正及び透明性を確保し、市民に対して開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。
- （2）市長等による市政運営が適切に行われているかを監視し、評価すること。
- （3）市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるために必要な政策提言、政策立案等を行うこと。
- （4）市民の意思を尊重するため、市民参加の機会拡充に努め、情報公開を行うとともに、議会の議決及び運営に対して、その経緯及び理由を説明する責任を果たすこと。

3 議会は、専門的知見の活用並びに政策提言等に必要な研修及び視察の実施により、議会の機能強化に努めなければならない。

（議員の使命及び活動原則）

第4条 議員は、直接選挙で選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市全体を見据え、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とする。

2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- （1）議会が、言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間相互の自由闊達な討議を尊重すること。
- （2）自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図り、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- （3）議会の構成員として、市民福祉の向上を目指して活動すること。
- （4）議会活動について市民に対する説明責任を果たすこと。

3. 可児市議会が目指す将来像

前述した議会基本条例により、可児市議会が目指す将来像は、従来からの適正な議会運営機能と行政の監視チェック機能だけではなく、これらの機能をより高めることはもちろん、加えて、行政が示す政策を適正に評価し、さらには政策の提言を行う議会である。最終的には、議会が持つ条例立案機能を最大限に活用し政策を立案する議会へと転換することを求めていると言える。

この可児市議会がめざす将来像は、行政監視型議会に加え、政策評価・政策立案型を目指すフルセット型の議会像となる。

4. 将来像に向けて

- (1) 可児市議会は、政策評価・政策立案型議会を目指す。
- (2) 目指すべき議会像に向けて、具体的に求められる議会および議員の使命およびありかたを達成するための、定数、報酬、委員会体制についての考え方、方法の提示を検討することである。
- (3) 可児市議会の現状は、定数 22 人
43 歳から 81 歳（平均年齢 59.8 歳）までの議員（男性 19 人、女性 3 人）によって構成されている。（平成 29 年 4 月 1 日現在）
先の可児市議会議員選挙（平成 27 年 7 月）においては、24 人の立候補にとどまっている。今後、若い世代や女性、また 30 代から 50 代の働き盛りの人材などの多くの参加が得られる魅力ある議会・議員の制度を目指し、定数・報酬・委員会のあり方を考えていくものである。

第4. 議員定数報酬検討特別委員会の設置について

1. 議員定数報酬検討特別委員会の設置

議員定数報酬検討特別委員会は、可児市議会委員会条例第5条の規定に基づき、議会運営委員会の提案により、平成27年10月2日開催の議会に上程され、次のとおり可決された。なお議会閉会中も調査を行った。

2. 付託事件

議員定数、議員報酬及び委員会のあり方について、前議会における、これまでの調査・研究結果及び申し送り事項をもとに、可児市議会としての最終的な結論を出すこと

3. 委員会構成

名 称 等	氏 名	
議員定数報酬検討 特別委員会 (定数7人)	委員長 伊藤 壽	
	副委員長 澤野 伸 (～8/12) ※ 野呂 和久 (9/6～)	
	亀谷 光	伊藤 健二
	中村 悟	野呂 和久 (～9/6)
	酒井 正司	川合 敏己 (8/12～)

※澤野 伸副委員長は、平成28年8月に議長に就任したため、委員を辞任し、代わりに川合 敏己議員が委員に選任された。

第5. 検討の基本的な考え方と進め方

1. この案件におけるこれまでの経緯

- ・平成25年8月27日 議会運営委員会への議長諮問
- ・平成25年9月19日 議会改革調査研究プロジェクトチームの設置
- ・平成26年8月4日 議会運営委員会の答申
- ・平成26年9月30日 議会活性化特別委員会の設置
- ・平成27年6月19日 議会活性化特別委員会報告
- ・平成27年10月2日 議員定数報酬検討特別委員会の設置

2. 基本的な考え方と進め方

(1) 議会活性化特別委員会の報告書を基本として検証する

議会改革調査研究プロジェクトチーム報告書および議会運営委員会答申書を踏まえまとめられた、議会活性化特別委員会の結論についてさらに調査、研究を進め、具体的な数字を示したうえで、議会の意思決定をめざす。

(2) 現在の議会、議員活動を分類し、活動量を求める

申し送り事項である「議員活動記録」を全議員がつけたうえで、1年間の議員の活動分類と活動量を計り出す。

(3) 専門的知見を活用する

検証にあたっては、外部からの視点、とくに学識経験を有する者等の専門的知見を適切に活用するとし、平成28年12月1日本会議の議決により、以下の2名に依頼した。

名城大学都市情報学部教授 昇 秀樹氏
山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭氏

(4) 市民への説明を行う、また意見を聴取する

一定の成果が出る適正な時期において、市民への報告、意見交換会等、この調査、研究において市民意見の聴取等を行い、結果に反映させる。

議員の定数・報酬の議論に関しては市民の関心が非常に高いものの、定数と報酬のどちらについても増やすことに関してはとりわけ抵抗は強い。また、どちらも数字を決めるための科学的根拠を示すことが難しく、市民に説明することも困難であるということが想定される。

しかし、次の議会を担うべき人が多く立候補し、活動しやすい条件の整備を視野に、また、将来に向けて議会が責任と役割を果たすべき姿を実現するために、本市議会の定数・報酬について、特に報酬については平成6年以来の見直しを含め、あらためて具体的な数字を出すため検討を進めるものである。

前身の議会活性化特別委員会の報告書は、名城大学 昇教授の知見を反映してまとめられており、今回は山梨学院大学 江藤教授に新たに加わっていただき、あらためて結論を絞り込んでいくものである。

なお、議員定数・報酬に関しては、昇教授の知見に加え、下記の原則に基づき江藤教授からいただいた知見を参考に、当委員会で検討を進め、11 ページ以降の結果のとおりまとめたものである。

江藤教授の提唱する地方議会の定数・報酬を考える原則

○定数・報酬を考える原則（共通）

- ①自治体のポリシーで決める。
- ②定数と報酬は別の論理
- ③行政改革の論理と議会改革の論理はまったく別
- ④持続的地域民主主義の実現（将来議員になる住民の条件としても考える）
- ⑤住民の支援を考える（政策提言・監視にかかわる住民）
- ⑥住民とともに考える（シンポジウムの開催、審議会）
- ⑦変更する場合、十分な周知期間が必要

○定数を考える原則

討議できる人数

○報酬を考える原則

原価方式がベター

第6. 議会活性化特別委員会の結論

1. 常任委員会のあり方について

- (1) 予算決算委員会は、可児市独自の委員会審査のあり方であり、他の常任委員会のあり方と区別する。

予算決算委員会は、市政の根幹に関する審査委員会であり、ほとんどの議員において、所管にとらわれることなく市政全体を俯瞰することができる機会が得られるのと同時に、一方で、各自の所管委員会のあり方も考えることができることなど、非常に効果の高い審査方法である。

よって、今後も、現状の体制および分科会方式を含めた審査方法を、改善点を加えながら続けることが肝要である。

- (2) 答申では、常任委員会の任期について複数年の検討の必要性があるとしているが、常任委員会の任期が単年度であることにも利点があることも重視し、現状の委員選任の仕組みが複数年の希望を妨げないので、検討の必要性はないとする。
- (3) 議長の常任委員会への所属は、権威や中立性の保持、また、地方自治法による常任委員会においての議長の発言権などの観点から、常任委員会に属さない体制とすることが望ましい。

2. 議員定数について

- (1) 議会の定数については、それぞれの議会が果たすべき使命によって決まる。可児市議会は、監視機能に加え、政策提案、政策立案できる議会を目指すことより、多様性の担保に加え、議論を通して意思決定するにふさわしい最適な定数であることが必要となる。
- (2) 1委員会の定数は、討議性、専門性、市民性等から考えると7～8人が妥当である。また、議員定数は常任委員会のあり方にも密接に関係することから、現常任委員会数から考えると21名～24名の範囲が望ましいこととなる。
- (3) 常任委員会の複数所属については、委員の負担を増やし、専門性を妨げる可能性が高く、現状においてはその必要性はない。将来、委員会数を増やす場合や定数を大きく削減する等が必要となった場合に検討の対象とする。
- (4) 政党割という考え方は、現状、これだけ政党が不安定にあることや、地方議会においては、多くが無所属であることなどを考えると、政党割を議員定数の根拠にあげるべきではない。

3. 議員報酬について

- (1) 報酬の検討においては、議会基本条例による目指すべき将来像と現在の状況、それ

に市民感情を加味し検討する。

- (2) 議員の職務の特徴から考え、答申による労働価値説的な原価方式で報酬を検討することは、好ましくない。議員報酬は、どのような役割を果たして、どのような効用を生み出したかで判断する効用価値説的な方法で検討する。
- (3) 議員報酬の比較対象は、議会は主に執行部の部長や課長と政策論争を行い、市民への行政サービス向上を図っている実態から考え、行政の部長および課長クラスと比較することが適当である。当委員会の結論する月額報酬額は、現時点において約 43 万から 45 万円とする。

これについては、今後、議会・議員の活動量の調査結果と市民の声をも十分に反映させ、最終的には、その報酬の妥当性を第三者的な機関からの審査の必要がある。

- (4) 役職に対する報酬の検討は、活動量の記録でその量的な側面から検討することもひとつではあるが、あくまでも超過勤務時間量ではなく、管理職としての報酬加算としてとらえるべきである。また、正副議長は、職責全体でとらえるべきである。
- (5) 政務活動費については、現状、足りない議員もいれば、返金する議員もいることから、現時点で議論するのは市民理解を得にくい。今後の議員活動の充実度合いなどを見ながら、必要時に検討するべきである。

第7. 常任委員会のあり方について

1. 検討の背景

平成24年に予算決算委員会が常任化したことにより、これまでの総務企画・建設市民・教育福祉の3常任委員会から4常任委員会となった。

また、地方自治法の改正により、常任委員会のあり方そのものについても、常任委員会への所属に制限が撤廃されたことなど、いくつかの自由裁量が認められた。

これらのことを勘案し、可児市議会基本条例第10条、第11条に基づく委員会活動が実現できるよう、可児市議会として最適な委員会のあり方について検討をおこなった。

2. 具体的な検討項目

(1) 常任委員会の体制および所管事務について

可児市議会委員会条例第2条により、常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおり定められている。

常任委員会の名称	委員定数	所管事項
予算決算委員会	20人	予算及び決算に関する事項
総務企画委員会	8人	市長公室、企画部、総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会に属する事項を除く。)
建設市民委員会	7人	観光経済部、市民部、建設部、水道部及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算委員会に属する事項を除く。)
教育福祉委員会	7人	福祉部、こども健康部及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算委員会に属する事項を除く。)

(2) 予算決算委員会のあり方について

(3) 委員の任期について

3. 議会活性化特別委員会の検討内容

- 常任委員会の数については、機動性や討議性を考えると予算決算委員会とは別に3つあることが望ましい。
- 予算決算委員会は大所帯であるが、予算決算に対しての問題意識を議会全体で共有することは有意義であるとともに、機動性の面においても分科会方式を活用することにより確保されていることから、当分、今の体制が望ましい。
- 委員会の任期については、今後の議会に求められる専門性や多様性への対応を考えると、複数年任期の必要性は十分に理解できる。また一方で、1年任期におけるメリットもある。以上を考え、現在の委員の選任の仕組みは、意思によって複数年を希望することを妨げていないので、あえて複数年任期にしなくてもよい。しかし、将来的に、専門性を高め、議員間で深く議論を重ね、政策評価や、さらに政策立案を目指すPDCAサイクルを確立することを考えた場合、概ね2年の複数年の任期の検討も視野に入れて見直すことも必要と考える。

4. 議員定数報酬検討特別委員会での検討結果

- (1) 常任委員会の数については、機動性や討議性及び財政規模の観点から、総務企画委員会、建設市民委員会及び教育福祉委員会の3委員会に、予算決算委員会を含めた、現行どおりの4常任委員会とする。
- (2) 予算決算委員会は議長と監査委員を除く20名で構成しており、予算及び決算にかかる事項を全議員が委員会レベルで関わることのできる今の体制を維持していく。
- (3) 議長は、公正、中立の立場でなければならず、委員会に所属すべきではない。
- (4) 委員の任期は、再任を妨げていない現状から考えて、1年がよい。

委員会数についての科学的な根拠を示すことはできないが、一般的に、一般会計規模及び執行機関の組織体系によって委員会数やその所管が決まるとされており、江藤教授の経験則から言われている、一般会計規模300億円～500億円は3～4常任委員会という辺りを基準とするとよいだろうとされている。

また、執行機関の組織編成に対しては、事業数が概ね均等になるよう所管事務を振り分けて委員会を設定するといった対応により機能的な体制を維持してきており、こうした経験を踏まえたうえでも、これまでの3委員会に予算決算委員会を含めた4常任委員会の体制がベターであると考えます。

なお、常任委員会の任期及び議長の常任委員会への所属については、議会活性化特別委員会の結論をそのまま採用する。

第8. 議員定数について

1. 検討の背景

地方公共団体の議員定数については、地方自治法第91条で各市町村の条例で定めることとなっており、従前は人口に応じた上限定数が規定され、その上限の範囲以内で条例により定めることとされていた。

しかし、平成23年の地方自治法の一部改正により、地方議会の自由度の拡大等の観点から、議員定数の法定上限が撤廃され、定数については、それぞれの議会において、しっかりとした基準、根拠によって自ら責任をもって決める時代となった。これらを受け、今回、議員定数の算出根拠を求めるのに最適な方法を検討した。

2. 具体的な検討の進め方

元全国市議会議長会の法務担当廣瀬和彦氏によると、定数を考える理論的な4要件には、①合議体としての議会の能率的な運営と意思決定、②多様な住民の意思の反映、③執行部との均衡、④議会の権能の発揮（議事機関・立法機関・監視機関）がある。また、議員定数の基準として①常任委員会方式、②人口比例方式、③住民自治協議会方式、④議会費固定化方式、⑤類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）を示している。

上記を参考に、可児市議会としてどこに力点をおくかを考え、議論した結果、議員定数は、「議会権能を適正に方向づけ高める要素」であり、同時に「議会活動を分担する要素」であるとの共通認識を得、調査・検討の基本的な考え方、方法を次のようにした。また、調査・検討においては、現在の議会のあり方である委員会中心主義を前提とする。

進め方：現在の議会のあり方である委員会中心主義を前提とする。

第1段階：議会がもつ機能を整理する。

第2段階：その機能を維持し、そして将来に向けてより高めるために議会に必要かつ求められる性質を明らかにする。

第3段階：その性質を高めるために必要な議員数を調査・検討する。

3. 議会活性化特別委員会の検討内容

議会の機能を適正に発揮、高めるために必要な議会の性質は、可児市議会基本条例の前文、第3条（議会の使命及び活動原則）、第4条（議員の使命及び活動原則）に記載のとおり、次の4つに大きく分けることができる。

①「討議性」

多様性をもつ合議体である議会には、必ず必要な性質であり、多様な意見が議論され、かつ効率的に集約されていくことが求められる。

②「専門性」

現在、多様で専門的な地域課題が増加する中において、独自に政策立案を行う議会には、行政分野に関する幅広い知識や政策法務に関する知識など、専門的な知識・知見が必要である。

③「市民性」

民意を行政に反映するための性質である。特に、政策評価を行う議会には、住民の多様な意見を吸収することが必要であり、市民性の強化が求められる。

④「議会運営性」

公正及び透明性を確保し、市民に対して開かれた分かりやすい議会を確実に運営する能力であり、最も基本的なものと言える。

○討議性を高めるために必要な議員数

- ・委員会における討議性に適した議員数は、多様性かつ効率性を担保するのに必要十分な人数は7人から8人である。

○専門性を高めるために必要な議員数

- ・専門性を持つためには、専門性の確立や審議に集中する環境を設定する必要性から、議員は1つの委員会に専任するのが望ましい。
- ・専門性は、常任委員会の数がベースとなる。よって議員数算出は、討議性を高める7～8人に常任委員会数を乗じた数が適当である。

○市民性を高めるために必要な議員数

- ・可児市の地域性と成り立ち等から勘案し、
 - ①小学校区方式で最大数と最少数の範囲の決定
 - ②地域割から自治連合会数の14
 - ③政党割の考慮

これら3点を基準、根拠として結論づけることが適当である。

○議会運営性を高めるために必要な議員数

- ・公正、透明性を確保し、市民に対して開かれた分かりやすい議会、合議体、多様性等の議会の特質を最大限に活かした議会、これらを基本とした議会運営を行うのに必要な議員数は、上記3点を総合的に加味した数となる。

○類似団体との比較

- ・人口において議員定数を比較すると、可児市の議員定数は平均より低い。（※1）
- ・類似団体内における同規模面積において議員定数を比較すると、可児市の議員定数は平均より低い。（※2）

※1、※2：議員定数報酬検討特別委員会において更新したデータ（P26 表4、P29 表7）においては、必ずしもこのように言えない。

- ・類似団体内における同規模の財政規模、財政力指数において議員定数を比較すると、可児市の議員定数は平均より低い。
- ・以上の点より、現在の議員定数、報酬を改める場合は、しっかりとした基準と根拠が必要となる。

○その他

- ・市民にとって、職業としての議員が魅力あるようにすることが大切である。
- ・市民の多様な意見や考え方を市政に反映させるのが議会の使命であることを考えると、議員の構成や分布（性別・年齢・職業・所得など）をどのように反映させるかということが重要な課題であり、これは報酬の問題にもつながっていく。

4. 議員定数報酬検討特別委員会での検討結果

予算決算委員会を除く3常任委員会の定数はそれぞれ7名とし、議長は委員会に所属しないものとするということから、
議員定数は、3常任委員会×7名＋議長1名＝22名を議員定数とする。

議員数についても科学的根拠を示すことはできないが、討議性、専門性、市民性のほか多様性を考慮し、各委員の経験則に基づき導き出した7人を常任委員会の定数とする。なお、昨今のワールドカフェ形式による討議においては6人以下が望ましいという意見もあるが、委員の病欠や辞任があっても審議が継続できるという点も考慮した結果である。

また、人口割（議員1人あたりの人口）や面積割（議員1人あたりの面積）も議員定数の1つの基準と考えられるが、どちらも他議会との比較の中での参考数値とするに留め、これまでの経験則を採用するものである。

なお、委員会の複数所属や政党割を根拠とする委員定数については、現時点では必要ないという議会活性化特別委員会の結論をそのまま採用する。

第9. 議員報酬について

1. 検討の背景

議員報酬については、地方自治法で規定され、可児市においては、可児市議会議員の議員報酬等に関する条例により議員報酬の額を規定している。

また、市長が議員報酬の改定を議会に提出する時は、可児市特別職報酬等審議会条例により審議が必要となる。

議会が議員報酬について検討する際は、可児市議会基本条例第17条に基づき、行政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮する必要がある、また改正する場合は基準等の明確な改正理由が求められる。

地方自治法

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、可児市議会の議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議会の議員に対する議員報酬の額は、別表のとおりとする。〔省略〕

別表(第2条、第3条関係)

職名	議員報酬月額	費用弁償
議長	480,000円	市長に支給する旅費の例による。
副議長	425,000円	
常任委員会及び議会運営委員会の委員長	410,000円	
その他の議員	400,000円	

可児市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員に対する議員報酬及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、可児市特別職等報酬審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

2. 具体的な検討項目

- (1) 原価方式による基本的な考え方
- (2) 基準報酬単価を考える
- (3) 市長、副市長、教育長との比較
- (4) 将来議会像による新たな活動量を予測する
- (5) 類似団体との比較
- (6) 役職に対する報酬について考える
- (7) 費用弁償を再考する
- (8) 議会の将来を考える
- (9) 効用価値説的な考え方

3. 議会活性化特別委員会の検討内容

<報酬全般について>

- 報酬の算出については、時間による原価方式が、根拠としては一番説得力があるので検討の中心軸とする。
- 類似団体との比較も、有効な参考資料となるので実施するべきである。また、この方法は最も一般的で、市民が一番参考とする可能性が高いので、平均より大きくずれるときは、その根拠をはっきりと示すこと。
- 市長と議会は、独任制と合議制の違いから、役割や責任も違うが、それぞれが2元代表性の一翼を担う公選職であることを考えると、市長職と比較することも一つの方法として考えることができる。

<役職に対する報酬について>

- 役職者の報酬を考えるには、まず、議員の活動記録をしっかりとつけ、役職議員と一般議員との差額について、市民に説明できるような根拠を確定する必要があり、議員活動量の算出が重要となる。

- 議長は議会の代表として、指導性やリーダーシップが求められ、副議長は議長に事故等あるときには代行する立場である。また、議会全体の運営、遂行を図るといった役割のほか、公式行事や他議会からの視察に対応するなど、活動量だけでなく責務のある議会・議員を代表しての公務をこなさなければならないことから、一般議員とは一線を画す。
- 正副常任委員長は、委員会機能を充実させるための活動量や責務は増しており、また、議会運営委員会正副委員長は、議会運営上の最高の意思決定機関である議会運営委員会を円滑に進める重要な役割を担うことから、どちらも一般議員と差をつけるべきである。

＜その他＞

- 費用弁償（かつて本市議会において支給していた会議にかかる日当にあたるもの）について再考するとなると、費用弁償の本来の定義である「かかった経費を補償する」という実費弁償で考える必要があるが、費用弁償の復活は、現時点において市民が納得できる根拠を示すことが難しいため、今回は見送ることとして今後の検討課題とする。
- 議会、議員の活動量は、地方分権の進展、議会改革で、議会、議員活動が活性化すれば、必然的に増加すると予想され、報酬額も増額となるので市民等への十分な説明が必要となる。
- 生活給の考えや適正な費用弁償の見直し、役職に対する報酬等も考慮され、報酬面での適正化が図られれば、議員職がより魅力あるものとなり、議員を志す人を増やすことにもつながる。そして若い人達が議員活動に専念することができ、議員活動の基盤として安定したものになる。
- いずれにしても、議員報酬について基準や根拠を示したら、市民との議論を重ねていくことが必要となる。

4. 議員定数報酬検討特別委員会での検討結果

- (1) 議員報酬は効用価値説的な方法で検討し、市の部長級職員の実払本俸額を参考にした 440,000 円に引き上げることを目指すが、当面は現行の 400,000 円から 10,000 円引き上げた 410,000 円とし、適切な時期に見直すものとする。
- (2) 議長報酬は、議員報酬に現行と同様 80,000 円を加算し、490,000 円とするが、今後の動向を見極めたうえで必要であれば見直しを行う。
- (3) 副議長の報酬は、議員報酬に現行の 25,000 円から 30,000 円に引き上げた額を加算し、440,000 円とする。
- (4) 常任委員会委員長の報酬は、議員報酬に現行の 10,000 円から 15,000 円に引き上げた額を加算し、425,000 円とする。
- (5) 常任委員会副委員長の報酬は、議員報酬に新たに 5,000 円を加算し、415,000 円とする。
- (6) 特別委員会正副委員長の報酬への加算は、特別委員会の機能と役割を検証しつつ今後必要に応じて見直しの検討を進めることとするが、現行と同様に加算しない。
- (7) 議会運営委員会正副委員長の報酬は、議員報酬に常任委員会正副委員長と同様、それぞれ 15,000 円と 5,000 円を加算し、委員長は 425,000 円、副委員長は 415,000 円とする。
- (8) 費用弁償の復活支給は、今回は見送る。
- (9) 政務活動費は、現状を維持する。

報酬の算出については、時間による原価方式を根拠とするのが説得力があると考えが、ややもすると時間給や日当制も想定されるため、議会活性化特別委員会では、原価方式で報酬を検討することは、好ましくないとしており、効用価値説的な方法で検討することと結論付けている。

本市議会では、議会報告会で市民から聴取した意見を委員会で所管事務調査を行い、執行部への政策提言に繋げる政策サイクルや予算決算委員会で審査された内容を提言としてまとめる予算決算サイクルを実現し、そのサイクルでは、平成 22 年から始まり、平成 28 年度までの間に延べ 1 件の付帯決議、37 件の提言を行い、それらの全ての対応が行われている。こうした取り組みは、議会の役割を通して市民生活の向上に結びつくものであり、効用価値説的な考え方からすれば、効用を生み出していると言える。

将来的には効用価値説的な考え方を目指すものの、報酬額に結びつけることは難しく、添付の参考資料も検討材料として、県内市議会や全国類似団体議会との比較や市の部長級の給料を参考とするなどにより、具体的な額を提示するものである。また、正副議長や正副委員長の役職に対して加算した報酬額については、活動量も参考に導き出している。

第10. まとめ

議員定数報酬検討特別委員会の結論は項目ごとに記載したとおりであるが、あらためて次のとおりまとめる。

今後は、この結論について市民意見の聴取を行ったうえで内容を精査し、条例改正等必要な手続きを経て進めていく。

なお、改正されることとなる議員定数及び報酬は、条例の公布後に初めて行われる可児市議会議員一般選挙から適用するものとする。

1. 委員会のあり方について

- ・ 予算決算委員会、総務企画委員会、建設市民委員会、教育福祉委員会の4常任委員会の体制を維持する。
- ・ 任期は1年
- ・ 委員会は、予算決算委員会を20名、他の3常任委員会を各7名で構成する。
- ・ 議長は委員会に所属しない。

2. 議員定数について

- ・ 上記の委員会構成から22名とする。

3. 議員報酬について

- ・ 議員報酬は10,000円引き上げ、410,000円とする。
- ・ 議長、副議長及び各委員会の正副委員長の報酬、加算額は次の表のとおりとする。

役 職	報酬額	見直し後の加算額	現行加算額
議 長	490,000 円	80,000 円	80,000 円
副議長	440,000 円	30,000 円	25,000 円
常任委員会委員長	425,000 円	15,000 円	10,000 円
常任委員会副委員長	415,000 円	5,000 円	－
特別委員会委員長	410,000 円	－	－
特別委員会副委員長	410,000 円	－	－
議会運営委員会委員長	425,000 円	15,000 円	10,000 円
議会運営委員会副委員長	415,000 円	5,000 円	－

- ・ 1人の議員が委員長、副委員長などの役職を2つ以上重複した場合は、報酬加算額の多い1つの役職分のみの加算とする。

※常任委員会及び議会運営委員会の副委員長報酬については、議員定数報酬検討特別委員会の結論として 5,000 円の加算をすることとしたが、今回の見直しで新たに加算すべきかどうか、最後まで委員の中でも意見が分かれた。

（委員会を中心とした議会運営を目指すという観点から、正副委員長の責務を考慮し相応の加算をすべきであるという意見と、加算増の必要はない、特に副委員長報酬については新たに役職加算する必要はないとの意見）

また、特別委員会正副委員長についても、加算しないという結論を出しているが、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長と同様に加算すべきとの間で意見が分かれた。

第 1 1 . 専門的知見の報告

可児市議会は、議会基本条例の制定、議会報告会の開催などさまざまな議会改革に取り組まれ、全国的にも高い評価を受けています。議員定数報酬検討特別委員会もこうした議会改革の一環として、議員の定数・報酬にかかる議論を進めてこられ、本報告書は、根拠を示すことが難しい案件について、さまざまな視点や資料に基づき意見交換、協議が行われた結果がまとめられたものと評価しています。

一方で、主権者でありスポンサーである市民の皆さんが、可児市議会の議会改革の努力、業績をどれだけ把握されているのかという点で、本案が受け入れられるのかが課題です。

今後は、内容についての市民への説明がされると聞いていますが、この報告書で提示されている改革、可児市議会が目指すべき議会が実現されるため、市民の理解がどれほど得られているかに十分配慮して進められることを期待しています。

名城大学 都市情報学部教授
昇 秀樹

定数報酬は、それだけで議論されるものではなく、住民自治を進める議会、「住民自治の根幹」としての議会の条件整備として議論するものと考えます。本報告書はこの視点から、定数報酬について調査研究したものであります。

本報告書で提起されている議論には賛成します。ただし、2つの点に留意していただきたい。1点目は、それらの議論には、科学的な根拠がないことです。したがって、なんらかの「正解」があってそれを見つけるものではありません。そして、それは次の2点目とも連動しています。その2点目とは、この報告書で提起された論点が、住民に説明する素材、住民と議論する素材だということです。

可児市議会は、議会改革、つまり地域民主主義をすすめる先駆的な役割を担っています。しかも、独創的な改革を連続的に行っています。その自負をもって、通常は避けて通りたい定数報酬問題について真正面から議論しています。「住民自治の根幹」である議会をさらに充実させる上でも、また住民自治を進める上でも本報告書を住民の中に広げていただきたい。

山梨学院大学 法学部教授
江藤 俊昭

第 1 2 . 参 考 資 料

表. 1

可児市議会 議員活動分類表 (平成27年1月27日 議会活性化特別委員会決定)

分類	番号	活 動 名	内 容
法令等で定める議会活動	1	本会議	
	2	委員会	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
	3	1～2以外の会議規則に基づく会議	議会全員協議会、正副委員長会議、会派代表者会議、議会報告会実施会議
	4	議員派遣、委員派遣	会議規則に基づき派遣された用務(議会報告会、委員会視察、議長会議員研修会)など
	5	正副議長、委員長公務	行事等出席依頼公務、充職としての各種団体の役員としての用務(代理出席を含む)
その他の議会活動	6	1～3以外の議会における会議	プロジェクトチーム会議、委員会協議会、議員間勉強会、委員会懇談会など
法令等で定める議員活動	7	政務活動費による活動	政務活動費による活動
	8	請願、陳情に係る活動	地域や団体から申請される請願、陳情に対して行う活動
	9	議会選出議員としての公務	各種審議会、各組合議会、各種委員会・会議での議会選出議員としての公職用務
公務性を伴う議員活動	10	1～9に係る公的用務	1～9の会議に伴う打ち合わせ、協議、広報取材など 視察等報告書作成、キャリア教育支援事業(4以外) 視察対応
	11	1～9に係る個人用務	議会活動に対する議案等の精読、質問、質疑、討論などの準備やそれぞれの議員活動に伴う調査、研究、諸事務および関係する会議の傍聴、自己啓発活動 など
	12	会派活動(7番を除く)	所属会派の構成員として行う諸活動(会派会議、諸事務など)
	13	市民・団体等に対する活動	・市民や各種団体から意見や要望を聴きとるための活動 ・地域課題の把握や解決のために市内の現場や市外の関係する場所へ出向いて行う活動 ・地域課題の把握や解決のために行政をはじめ関係諸団体から説明を受けたり、意見交換を行う活動
	14	公的行事への出席	・式典、総会、イベント等で可児市が主催、共催、協賛するもの ・公民館まつり・公運審 ・式典、総会、イベント等で国や県、他市町村が主催、共催、協賛するもの

その他の議員活動	15	- 1 公的行事以外の行事への出席	任意の各種団体が主催する行事への出席 自治会総会・PTA総会・地区社協会議等
		- 2 政治活動	・所属政党の党員として行う諸活動 ・議員個人の後援会に関わる諸活動 ・自己の選挙運動のほか、他の候補者の選挙活動も含む
		- 3 その他	上記のいずれにもあてはまらない議員活動(ボランティア、地域活動、社会活動など) 自治会懇親会・PTA懇親会・消防団懇親会等

活動記録 平成28年2月～平成29年1月(月平均)

	本 会 議	委 員 会	則1 に、 基2 づく 以外 の議 会議 規	委 員 派 遣	委 員 副 長 議 務、 公 長	お1 け、 る3 会 議 外 の 議 会	動 政 務 活 動 費 に よ る 活	請 願 活 動・ 陳 情 に 関 係 す	議 公 務 選 出 議 員 と し て	的1 用9 に 関 係 す る 公	人1 用9 に 関 係 す る 個	7 を 除 く 会 派 活 動	市 民 ・ 団 体 等 に 対 す	公 的 行 事 へ の 出 席	公 的 行 事 以 外 の 行 事	政 治 活 動	そ の 他	平均計
分類番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15-1	15-2	15-3	
議長	5.94	2.60	0.75	4.94	106.06	0.77	4.81	0.00	0.96	5.83	2.38	2.81	2.27	2.56	9.46	5.25	11.63	169.02
副議長	5.00	5.48	1.46	7.63	54.23	1.52	11.44	0.00	0.48	7.46	10.10	2.44	2.21	7.21	7.44	2.19	4.96	131.23
委員長	5.29	7.15	1.50	5.32	2.93	0.96	9.18	0.07	0.75	6.25	38.83	2.61	9.07	6.07	7.47	8.88	12.53	124.86
副委員長	4.63	5.43	1.17	8.52	0.00	1.47	5.10	0.00	0.88	8.87	25.18	3.65	9.53	2.63	4.77	13.50	23.15	118.48
議員	5.39	6.26	1.22	2.66	0.00	0.54	1.74	0.00	0.16	1.45	26.45	3.34	17.11	6.57	6.59	10.03	15.93	105.44

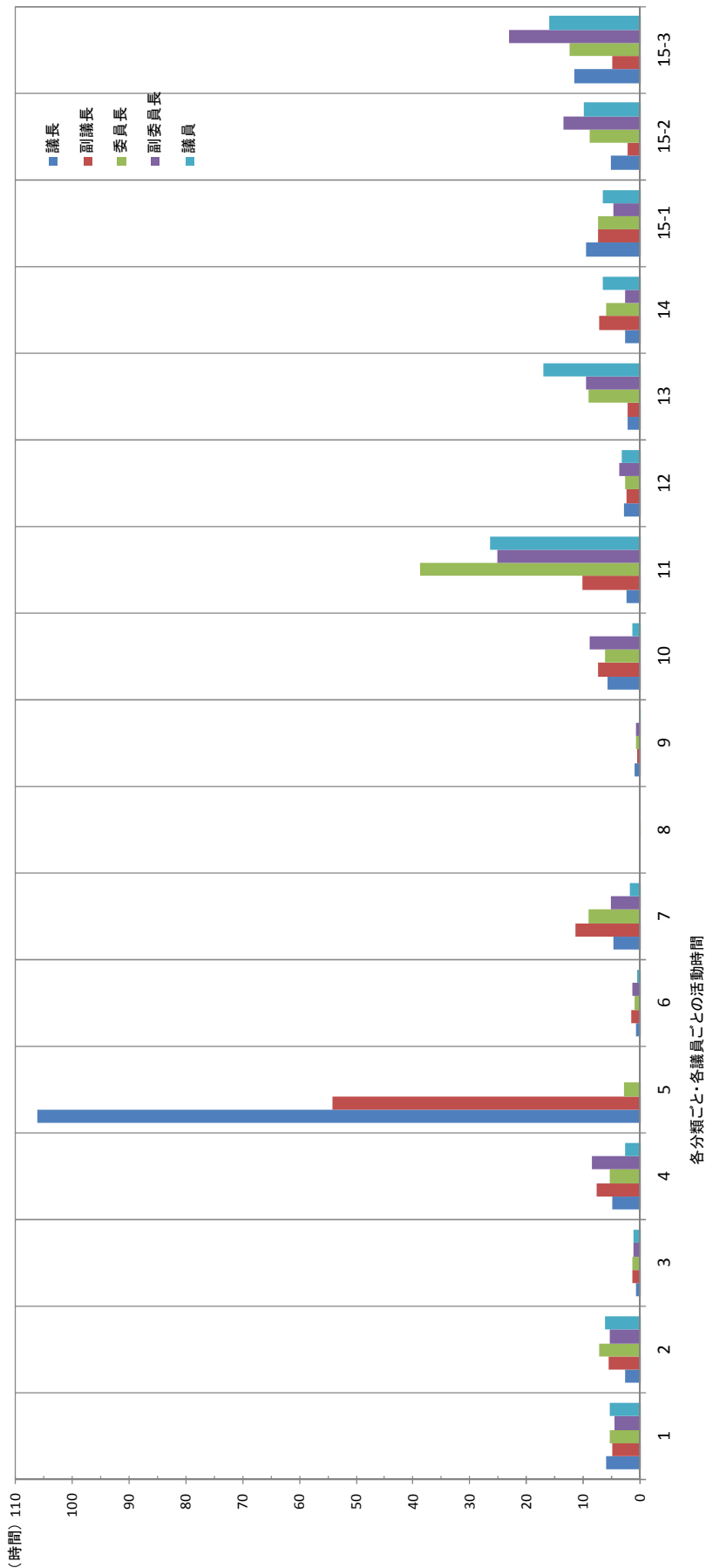


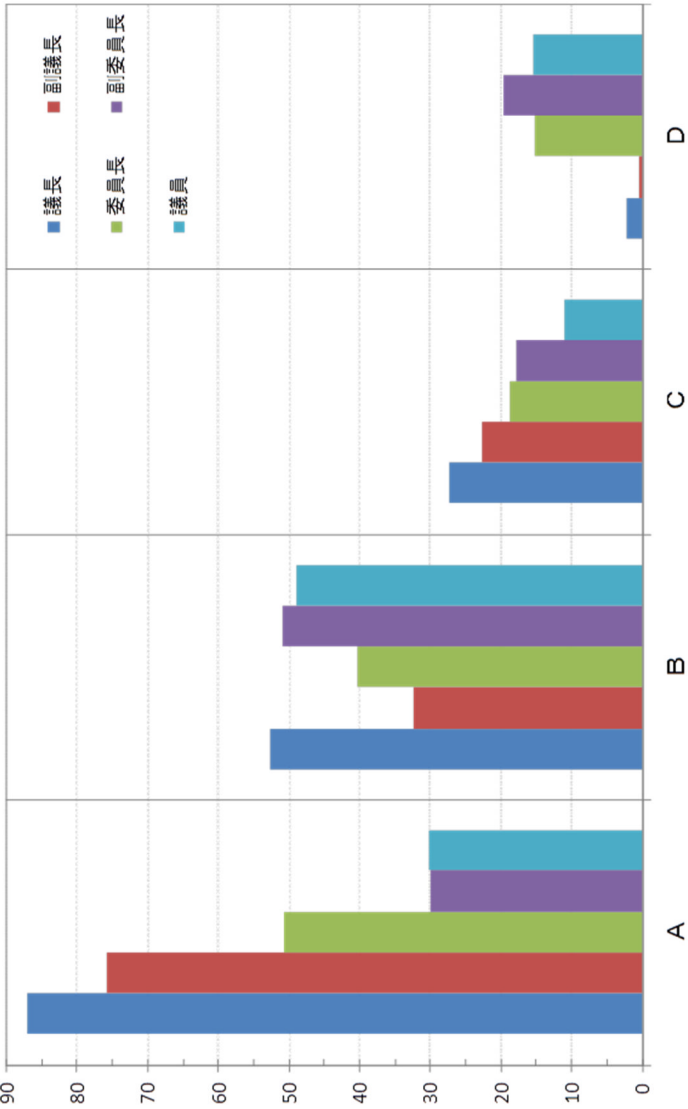
表 2

活動記録 平成28年2月～平成29年1月(月平均)

	市役所庁舎内	市内 (A・D以外)	市外	自宅
分類番号	A	B	C	D
議長	87	52.75	27.27	2.1875
副議長	75.77	32.29	22.63	0.54
委員長	50.69	40.25	18.81	15.11
副委員長	30.02	50.82	17.93	19.72
議員	30.21	48.87	10.99	15.41

・正副議長の市庁舎での活動時間は、一般議員に比べて2倍以上である

(時間)



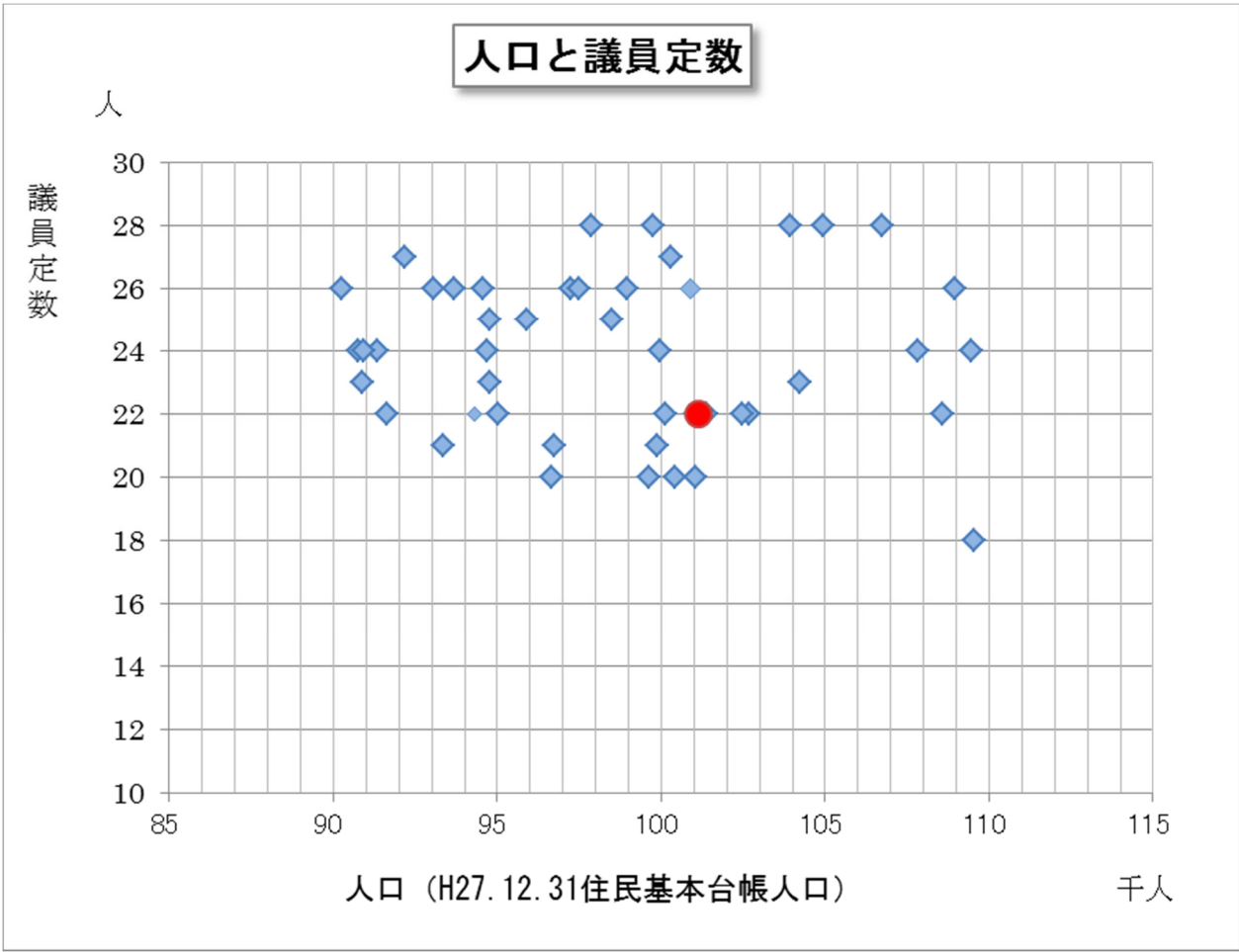
活動場所ごと・各議員ごとの活動時間

表. 4

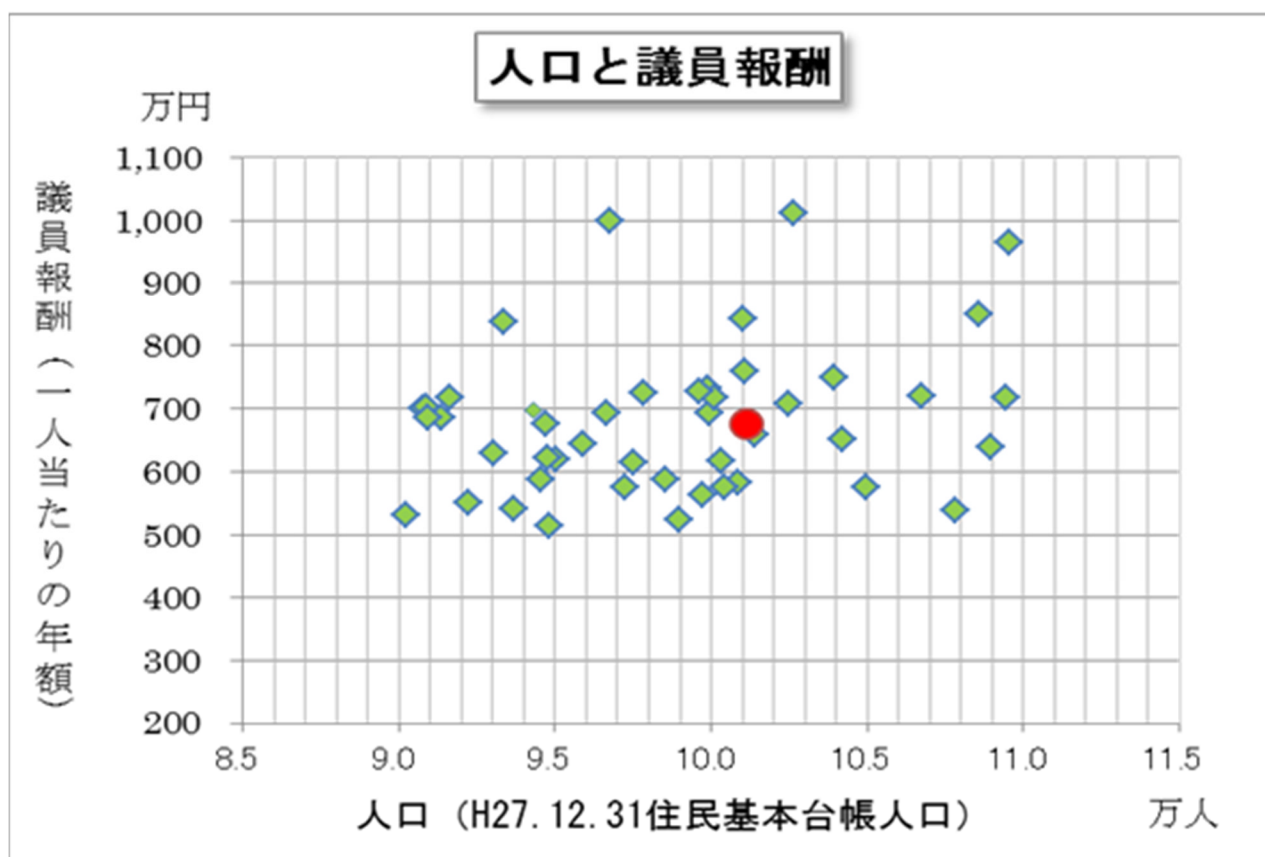
全国類似団体(人口9万～11万人)議員定数・報酬等一覧(平成27年12月31日現在)

●順位は議員年収順

	都道府県名	市 名	H27.12.1 人口(人)	面 積 km ²	定数	報酬月額(円)			期末手当(ヶ月分)			年収(円) 議 員
						議 長	副議長	議 員	夏 期	年 末	加算率	
1	大阪府	池 田	102,671	22.09	22	700,000	640,000	600,000	1.950	2.100	0.20	10,116,000
2	兵庫県	芦 屋	96,748	18.57	21	737,000	653,000	591,000	1.975	2.125	0.20	9,999,720
3	大阪府	河内長野	109,545	109.63	18	660,000	610,000	570,000	1.975	2.125	0.20	9,644,400
4	兵庫県	高 砂	93,357	34.40	21	629,000	575,000	522,000	1.950	2.100	0.00	8,378,100
5	石川県	小 松	108,578	371.13	22	620,000	550,000	520,000	1.475	1.625	0.40	8,496,800
6	大阪府	泉 佐 野	101,035	56.36	20	558,000	522,000	495,000	1.950	2.250	0.20	8,434,800
7	岡山県	津 山	103,939	506.36	28	555,000	515,000	465,000	1.750	1.850	0.15	7,505,100
8	福岡県	大 野 城	99,635	26.88	20	568,000	507,000	462,000	1.475	1.625	0.20	7,262,640
9	愛知県	江 南	101,053	30.17	22	532,000	485,000	460,000	1.475	1.625	0.45	7,587,700
10	福岡県	糸 島	100,112	216.15	22	537,000	483,000	452,000	1.475	1.625	0.25	7,175,500
11	山形県	酒 田	106,733	602.97	28	535,000	480,000	450,000	1.375	1.475	0.40	7,195,500
12	福岡県	筑 紫 野	102,464	87.78	22	540,000	480,000	450,000	1.475	1.625	0.20	7,074,000
13	福岡県	宗 像	96,670	119.66	20	533,000	474,000	441,000	1.475	1.625	0.20	6,932,520
14	京都府	亀 岡	90,931	224.90	24	560,000	490,000	440,000	1.475	1.625	0.15	6,848,600
15	神奈川県	伊 勢 原	99,894	55.52	21	544,000	469,000	435,000	1.925	2.125	0.20	7,334,100
16	千葉県	鎌 ヶ 谷	109,458	21.11	24	505,000	455,000	430,000	1.975	2.125	0.15	7,187,450
17	千葉県	四 街 道	91,645	34.52	22	500,000	450,000	430,000	1.875	2.025	0.20	7,172,400
18	広島県	三 原	97,849	471.13	28	530,000	475,000	428,000	1.900	2.200	0.20	7,241,760
19	富山県	射 水	94,301	109.18	22	515,000	456,000	427,000	1.475	1.625	0.40	6,977,180
20	三重県	伊 賀	94,708	558.17	24	530,000	467,000	423,000	1.600	1.700	0.20	6,751,080
21	栃木県	鹿 沼	99,949	490.62	24	530,000	445,000	420,000	1.475	1.625	0.45	6,927,900
22	岐阜県	関	90,863	472.84	23	468,000	437,000	416,000	1.975	2.125	0.20	7,038,720
23	岐阜県	高 山	90,747	2177.67	24	488,000	442,000	416,000	1.950	2.100	0.20	7,013,760
24	茨城県	取 手	108,957	69.96	26	494,000	444,000	411,000	1.475	1.625	0.15	6,397,215
25	千葉県	茂 原	91,358	100.01	24	485,000	435,000	405,000	1.975	2.125	0.20	6,852,600
26	岐阜県	可 児	101,125	87.57	22	480,000	425,000	400,000	1.975	2.125	0.20	6,768,000
27	福井県	坂 井	93,041	209.91	26	490,000	420,000	400,000	1.475	1.625	0.20	6,288,000
28	長崎県	大 村	94,760	126.56	25	493,000	419,000	400,000	1.475	1.625	0.15	6,226,000
29	沖縄県	宜 野 湾	97,509	19.70	26	479,000	426,000	400,000	1.400	1.550	0.15	6,157,000
30	新潟県	新 発 田	100,314	532.82	27	498,000	428,000	396,000	1.475	1.625	0.15	6,163,740
31	長野県	飯 田	104,233	658.73	23	484,000	423,000	395,000	1.400	1.700	0.45	6,515,525
32	埼玉県	坂 戸	101,388	40.97	22	471,000	413,000	390,000	1.975	2.125	0.20	6,598,800
33	北海道	千 歳	95,895	594.95	25	460,000	420,000	385,000	1.975	2.125	0.15	6,435,275
34	秋田県	横 手	94,552	693.04	26	456,000	411,000	384,000	1.400	1.500	0.15	5,888,640
35	新潟県	三 条	100,885	432.01	26	462,000	400,000	375,000	1.475	1.625	0.15	5,836,875
36	千葉県	印 西	95,040	123.79	22	460,000	390,000	370,000	1.900	2.050	0.20	6,193,800
37	静岡県	島 田	100,441	315.90	20	435,000	390,000	370,000	1.475	1.625	0.15	5,759,050
38	鹿児島県	鹿 屋	104,949	448.33	28	450,000	396,000	370,000	1.475	1.625	0.15	5,759,050
39	鹿児島県	薩摩川内	97,247	683.50	26	458,000	396,000	370,000	1.475	1.625	0.15	5,759,050
40	長野県	安 曇 野	98,514	331.82	25	459,000	383,000	360,000	1.475	1.625	0.40	5,882,400
41	岩手県	北 上	93,696	437.55	26	457,000	383,000	351,000	1.400	1.550	0.15	5,402,768
42	滋賀県	甲 賀	92,195	481.69	27	450,000	390,000	350,000	1.475	1.625	0.20	5,502,000
43	長野県	佐 久	99,736	423.99	28	461,000	383,000	349,000	1.400	1.550	0.40	5,629,370
44	茨城県	筑 西	107,807	205.35	24	403,000	365,000	343,000	1.475	1.625	0.20	5,391,960
45	愛媛県	四国中央	90,242	420.50	26	454,000	374,000	341,000	1.475	1.625	0.15	5,307,665
46	岩手県	花 巻	98,956	908.32	26	431,000	369,000	339,000	1.430	1.570	0.15	5,237,550
47	茨城県	神 栖	94,791	147.26	23	390,000	350,000	330,000	1.475	1.625	0.15	5,136,450
平 均			98,734	325.79	24	509,234	450,915	419,723	1.634	1.790	0.22	6,795,415



- ・ 条例定数の最少は大阪府河内長野市の 18 人、最大は岡山県津山市ほか 4 市の 28 人平均は 23 人（小数以下切り捨て）である。
- ・ 可児市は、平均値より少ない。
- ・ 議員 1 人当たりの人口（少数以下切捨て）は、河内長野市の 6,085 人が最大であり最少は滋賀県甲賀市の 3,414 人、平均は 4,191 人である。
- ・ 可児市は 4,596 人で、平均値より多い。



- ・この類似団体における議員報酬月額の高額は大阪府池田市の 60 万円（年収 10, 116, 000 円）、最低額は茨城県神栖市の 33 万円（5, 136, 450 円）で、平均額は 419, 723 円（年収 6, 795, 415 円、平均額は年収とも円未満切り捨て）である。
- ・可児市の議員報酬額 40 万円（年収 6, 768, 000 円）は、平均値を若干下回る。

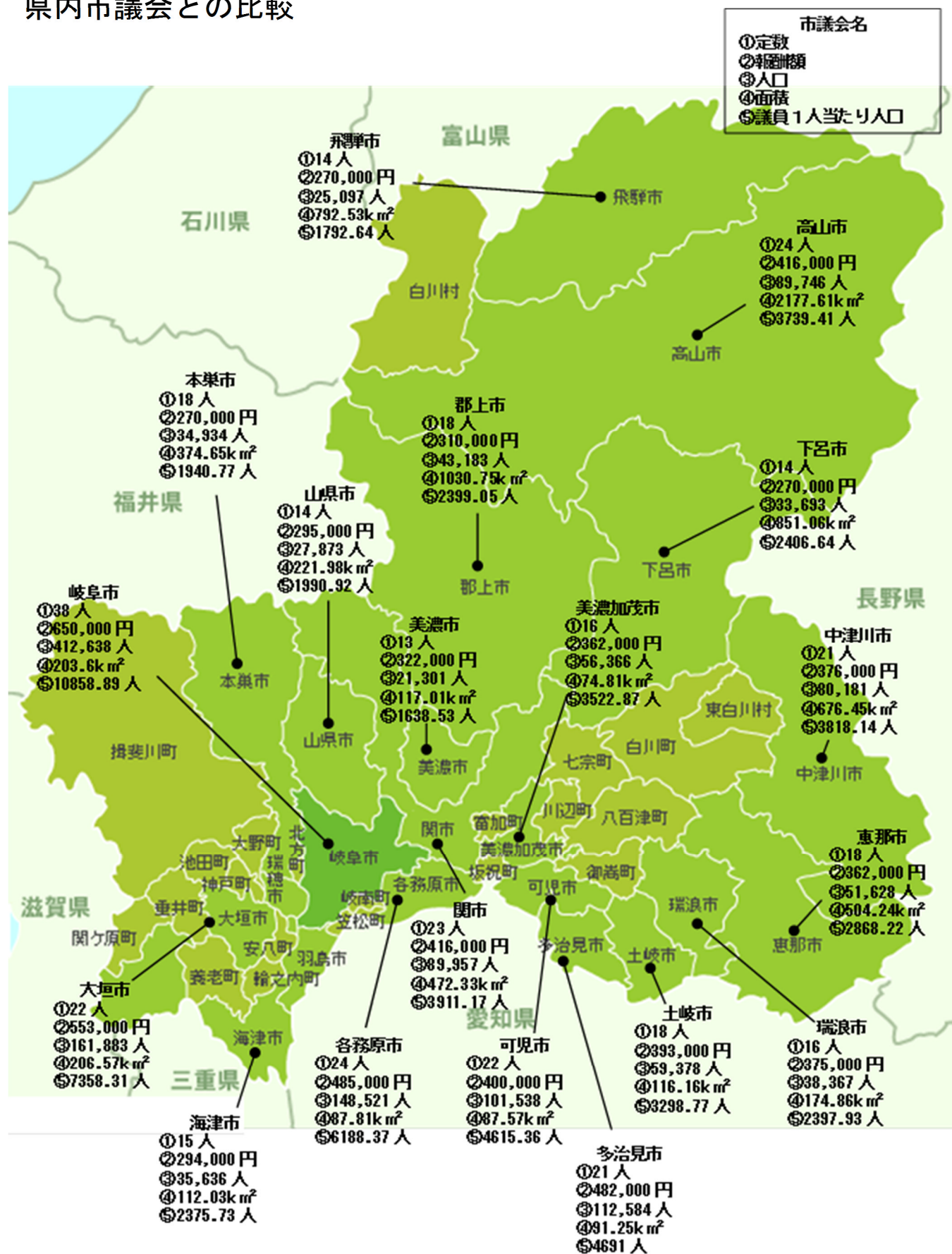
表. 7

岐阜県 議員定数・報酬等一覧(平成29年4月1日現在)

●順位は議員報酬順		H29.3.1現在		議員定数		議員報酬		上段・・・現在	下段・・・従前
県下市議会	人口(住基)	面積(km ²)	定数	適用年	議長	副議長	議員	適用年	
1 岐阜市	412,638	203.6	38	H27	770,000	700,000	650,000	H23	
			41		800,000	730,000	680,000		
2 大垣市	161,883	206.57	22	H27	630,000	579,000	553,000	H7	
			24		610,000	560,000	535,000		
3 各務原市	148,521	87.81	24	H25	570,000	520,000	485,000	H16	
			26		590,000	540,000	500,000		
4 多治見市	112,584	91.25	24	注1) H15	580,000	530,000	482,000	H27	
			28		570,000	520,000	475,000		
5 高山市	89,746	2177.61	24	H23	488,000	442,000	416,000	H22	
			36		500,000	453,000	426,000		
5 関市	89,957	472.33	23	H27	480,000	440,000	416,000	H28	
			25		468,000	437,000	400,000		
7 可児市	101,538	87.57	22	H19	480,000	425,000	400,000	H6	
			25		450,000	400,000	380,000		
8 羽島市	68,355	53.66	18	H19	441,750	413,250	394,250	H23	
			21		465,000	435,000	415,000		
9 土岐市	59,378	116.16	18	H19	464,000	428,000	393,000	H16	
			22		469,000	433,000	397,000		
10 中津川市	80,181	676.45	21	H27	441,000	398,000	376,000	H7	
			24		433,000	391,000	369,000		
11 瑞浪市	38,367	174.86	16	H23	430,000	390,000	375,000	H8	
			18		415,000	375,000	360,000		
12 美濃加茂市	56,366	74.81	16	H26	434,000	381,500	362,000	H16	
			18		438,000	385,000	365,000		
12 恵那市	51,628	504.24	18	H28	424,000	382,000	362,000	H28	
			20		404,000	362,000	342,000		
14 美濃市	21,301	117.01	13	H23	386,000	342,000	322,000	H27	
			15		398,000	353,500	332,000		
14市平均	106,603		21.2		501,339	455,054	427,589		
			24.5		500,714	455,321	426,857		
13市平均 (岐阜市除く)	83,062		19.9		480,673	436,212	410,481		
			23.2		477,692	434,192	407,385		
15 瑞穂市	53,963	28.19	18	H27	385,000	330,000	319,000	H29	
			19		350,000	300,000	290,000		
16 郡上市	43,183	1030.75	18	H24	390,000	340,000	310,000	H24	
			21		379,200	319,300	287,400		
17 山県市	27,873	221.98	14	H24	353,000	315,000	295,000	H23	
			16		378,000	340,000	320,000		
18 海津市	35,636	112.03	15	H25	343,000	314,000	294,000	H24	
			18		350,000	320,000	300,000		
19 下呂市	33,693	851.06	14	H28	370,000	300,000	270,000		
			16						
19 飛騨市	25,097	792.53	14	H28	370,000	300,000	270,000		
			17						
19 本巣市	34,934	374.65	18	注2) H21	350,000	300,000	270,000	H18	
			21		280,000	240,000	220,000		
平均	84,195		19.4		456,179	408,083	381,631		
			22.4		460,379	415,463	389,126		
人口8万人以上の7市(岐阜市除く) の人口から算出した加重平均(※)			20.7		注1) H31.4に21人に変更予定				
			24.3		注2) H29.10に16人に変更予定				

※可児市の人口／7市の議員1人当たりの人口＝可児市における人口ベースの理論値

県内市議会との比較



※人口は平成29年3月1日現在の住民基本台帳人口

表. 9

県下都市における特別職の給料等の状況(H28.4.1現在)

団体名	人口 (人) (H29.3.1 現在)	議 長		副議長		議 員		条例 定数 (人)	市 長		副市長		教育長		ラスパイレ		人口 千人 あたりの議 員数
		報酬月額 (円)	順位	報酬月額 (円)	順位	報酬月額 (円)	順位		給料月額 (円)	順位	給料月額 (円)	順位	給料月額 (円)	順位	H27	順位	
岐阜市	412,638	770,000	1	700,000	1	650,000	1	38	1,090,000	1	890,000	1	680,000	2	100.5	1	0.09
大垣市	161,883	630,000	2	579,000	2	553,000	2	22	1,055,000	2	870,000	2	689,000	1	100.3	2	0.14
各務原市	148,521	570,000	4	520,000	4	485,000	3	24	999,000	4	834,000	4	659,000	5	100.0	3	0.16
多治見市	112,584	580,000	3	530,000	3	482,000	4	24	1,005,000	3	840,000	3	665,000	3	97.5	12	0.21
高山市	89,746	488,000	5	442,000	5	416,000	5	24	961,000	5	802,000	5	650,000	7	99.7	4	0.27
関市	89,957	480,000	6	440,000	6	416,000	5	23	947,000	6	760,000	8	663,000	4	98.6	5	0.26
可児市	101,538	480,000	6	425,000	8	400,000	7	22	920,000	7	780,000	7	644,000	9	98	7	0.22
羽島市	68,355	441,750	9	413,250	9	394,250	8	18	828,000	17	725,400	9	640,000	10	93.1	18	0.26
土岐市	59,378	464,000	8	428,000	7	393,000	9	18	870,000	9	725,000	10	590,000	15	96.9	9	0.30
中津川市	80,181	441,000	10	398,000	10	376,000	10	21	903,000	8	784,000	6	658,000	6	96.7	10	0.26
瑞浪市	38,367	430,000	12	390,000	11	375,000	11	16	860,000	11	708,000	12	631,000	11	98.6	5	0.42
美濃加茂市	56,366	434,000	11	381,500	12	362,000	12	16	870,000	9	725,000	10	651,000	8	94.8	13	0.28
恵那市	51,628	404,000	13	362,000	13	342,000	13	20	800,000	19	687,000	15	600,000	13	97.7	7	0.39
美濃市	21,301	386,000	14	342,000	14	322,000	14	13	817,000	18	695,000	14	578,000	17	96.7	10	0.61
14市平均	106,603	499,911		453,625		426,161			923,214		773,243		642,714		98		
13市平均 (岐阜市除く)	83,062	479,135		434,673		408,942			910,385		764,262		639,846		98		
郡上市	43,183	390,000	15	340,000	15	310,000	15	18	829,000	16	664,000	18	566,000	18	92.4	19	0.42
山県市	27,873	353,000	18	315,000	16	295,000	16	14	738,000	21	642,000	20	550,000	20	94.8	13	0.50
海津市	35,636	343,000	21	314,000	17	294,000	17	15	760,000	20	615,000	21	563,000	19	91.7	20	0.42
瑞穂市	53,963	350,000	19	300,000	18	280,000	18	18	840,000	13	680,000	16	600,000	13	94.8	13	0.33
下呂市	33,693	370,000	16	300,000	18	270,000	19	14	850,000	12	700,000	13	610,000	12	91.4	21	0.42
飛騨市	25,097	370,000	16	300,000	18	270,000	19	14	830,000	14	680,000	16	550,000	20	93.3	17	0.56
本巣市	34,934	350,000	19	300,000	18	270,000	19	18	830,000	14	650,000	19	580,000	16	94.7	16	0.52
県内市平均	83,182	453,560		405,702		378,821		20	885,810		736,019		619,857		96		

○市長、副市長、教育長給料と議員報酬比較表（可児市）

(単位：円)

	月額給料または 月額報酬	6月期末手当 月額*2.075*1.2	12月期末手当 月額*2.225*1.2	年 額	退職金 (4年任期)	年 額 (退職金年割を加算)
市 長	920,000円	2,290,800円	2,456,400円	15,787,200円	18,400,000円	20,387,200円
副 市 長	780,000円	1,942,200円	2,082,600円	13,384,800円	9,360,000円	15,724,800円
教 育 長	644,000円	1,603,560円	1,719,480円	11,051,040円	6,182,400円	12,596,640円
議 長	480,000円	1,195,200円	1,281,600円	8,236,800円		8,236,800円
副 議 長	425,000円	1,058,250円	1,134,750円	7,293,000円		7,293,000円
委 員 長	410,000円	1,020,900円	1,094,700円	7,035,600円		7,035,600円
議 員	400,000円	996,000円	1,068,000円	6,864,000円		6,864,000円

○議員報酬についての比較

平成 27 年 1 月 1 日現在

議 員	月 額 報 酬
議長	480,000 円
副議長	425,000 円
委員長	410,000 円
議員	400,000 円

特別職相当	月 額 給 料
市長	920,000 円
副市長	780,000 円
教育長	644,000 円

【可児市職員級別 平均月額給料】

一般行政職	平 均 月 額 給 料
部長級（7 級）	443,011 円（対象人数12名）
課長級（6 級）	428,757 円（対象人数47名）
課長補佐級（5 級）	402,959 円（対象人数73名）

○可児市議会議員 平均年齢 57.1 歳（最少 41 歳、最高 79 歳）

○可児市職員 57 歳時、平均月額給料 406,494 円（対象人数 11 名）